

平成29年2月6日（月）

特許庁庁舎9階 庁議室

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会  
第10回意匠審査基準ワーキンググループ議事録

特 許 庁

## 目 次

1. 開	会	.....	1
2. 配布資料確認	.....	1	
3. 意匠の新規性喪失の例外規定の適用に係る運用の明確化	.....	3	
4. 願書及び図面の記載要件並びに参考図の取扱い	.....	13	
5. 今後の予定	.....	28	
6. 特許庁挨拶	.....	28	
7. 閉	会	.....	30

## 開 会

○前畑意匠審査基準室長 皆さん、こんにちは。定刻の15時になりましたので始めさせていただきます。ただいまから、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会第10回意匠審査基準ワーキンググループを開催いたします。

本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

私は事務局を務めております、特許庁意匠課意匠審査基準室の前畑でございます。今回もどうぞよろしく願いいたします。

以降の議事進行を、古城座長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○古城座長 こんにちは。きょうはお寒い中をどうもありがとうございます。

## 配布資料確認

○古城座長 それでは早速事務局から、配布資料の確認をお願いします。

○前畑意匠審査基準室長 まず、本日の資料の確認をさせていただきます。経済産業省の方針としましてペーパーレス化を推進しておりますことから、本日のワーキンググループにおきましても、座席表及びタブレットの使い方につきましてはお手元に紙で配布しておりますが、それ以外の資料につきましてはタブレットで御覧いただくことといたしました。

簡単にタブレットの使用方法をもう一度御案内させていただきます。お手元に「タブレットの使い方」という紙を御用意させていただいておりますので、そちらの紙を御覧いただきながら、タブレットを操作していただければと思います。

タブレットを横向きに持っていただいたときに、右上のほうに電源ボタンがございますので、そちらを押していただきますと画面が立ち上がります。画面のところに鍵のマークが出ているかと思いますが、そちらを指でタッチしていただきまして、右のほうにゆっくり動かしていただきますとロックが解除されます。

画面が開きますと、本棚のような画面が出てまいります。そちらに複数のファイルが入っていることが御確認いただけますでしょうか。右上から、本日のワーキンググループで

使用いたします議事次第・配布資料一覧でございます。こちらの資料番号でございますが、私が今から申し上げます資料1、資料2は【】の番号を御覧になっていただければと思います。

まず、配布資料一覧としまして委員名簿がございます。

資料1は、「意匠審査基準(第3部 新規性の喪失の例外)改訂の方向性について(案)」。

資料2は、「改訂意匠審査基準(第3部 新規性の喪失の例外)(案)」。

資料3は、「願書及び図面の記載要件並びに参考図の取扱いに係る問題の所在と対応の方向性(案)」になります。

資料4は、こちらの方向性に基づいて作成いたしました、「改訂意匠審査基準(第1部 願書・図面、第2部 意匠登録の要件)(案)」でございます。

参考資料1は、「新規性の喪失の例外の手続に関する出願人への情報提供について」というものがございます。

最後に席上配布参考資料として、「平成28年度産業財産権制度問題研究「意匠制度の利便性向上に向けた運用の見直しに関する調査研究」の中間報告ユーザーニーズ調査研究の一部抜粋」がございます。

以上、計8種類の資料のデータでございます。

なお、今申し上げました8つ目の席上配布参考資料は未公表の資料となりますので、メインテーブルの方のタブレットにのみ資料を入れさせていただいております。こちらの資料は、本ワーキンググループ内限りの資料とさせていただければと存じます。

古城座長、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

○古城座長 はい、問題ないと思います。未公表資料となりますので、皆様、御了承いただくようお願いいたします。

○前畑意匠審査室長 それでは簡単に、こちらのタブレットで資料を御覧いただく方法を、もう一度御説明させていただきます。

前回は御案内差し上げたとおりでございますが、例えば、「意匠審査基準(第3部 新規性の喪失の例外)改訂の方向性について(案)」というアイコンをタッチしていただきますとそのファイルが開きます。タブレットが横向きですと資料が小さく表示されますが、縦向きに変えていただきますと少し大きく表示されます。あとは画面上で、右から左へ向けて指でめくるような感覚で指を動かしていただきますと次のページに移っていただきますので、このような形で資料を参照していただければと思います。

また、違う資料を御覧になりたいときは、左上に「一覧へ」というボタンがございますので、こちらを押していただきますと、また本棚の画面に戻りますので、そちらで見たい資料を選んでいただければ中身を確認いただけます。操作でお困りになった場合には、手を挙げていただいて合図をしていただければ、今、手を挙げております係の者が対応いたしますので、よろしく願いいたします。

○前畑意匠審査室長 それからもう1点お願いがございます。議事録作成の都合上、御発言の際には前回のお部屋と違いまして、こちらのお部屋は自動でマイクが入りますので、お手元のマイクを近づけて御発言いただけますようお願いいたします。小さな声でなければその場でも音を拾いますので大丈夫かと思いますが、今回のものはボタンを押す必要はございません。

○古城座長 ありがとうございます。

#### 意匠の新規性喪失の例外規定の適用に係る運用の明確化

○古城座長 それでは次の議題に移ります。

議事の第2、「意匠の新規性喪失の例外規定の適用に係る運用の明確化」でございます。事務局から説明をお願いいたします。

○前畑意匠審査室長 それでは【】内の資料番号でございますが、資料1及び資料2を用いて、意匠の新規性喪失の例外規定の適用に係る運用の明確化について御説明いたします。

まず資料1は、前回皆様に御検討いただきました内容について、方向性をもう一度おまとめしたものでございます。まず、意匠新規性喪失の例外規定の適用に係る運用の明確化に関する対応の方向性ということで、【論点1】「証明する書面」に基づく判断に関する記載の審査基準への明示となっております。こちらについては、内容的には「証明する書面」に記載すべき事項を表した標準的な書式を意匠審査基準に明示し、それに従った証明すべき事項が適切に記載されていれば、原則として要件を満たすと判断いたしまして、第4条第2項の規定の適用を認めることといたします」と明記いたしました。

次に、権利者の行為に起因して同一の意匠が複数回にわたり公開された場合の取り扱いにつきましても、意匠審査便覧10.37を留意事項とし、意匠審査基準に追加いたします。

【論点1】の1-2、今回大きな取り扱いの変更でございますが、出願人自身による証明する書面の取り扱いにつきましても、出願人自らが作成した証明する書面のみが提出さ

れた場合であっても、証明すべき事項が適切に記載されていれば、審査官は一定の証拠力があると認めまして、必ずしも第三者による証明する書面を要しないことにさせていただきます。併せて、この内容も意匠審査基準に明示いたします。

また、書式に従った「証明する書面」を提出いただきまして、同程度の内容が記載されていたら第4条第2項の規定を認めますが、この際に審査官が疑義を抱かせるような証拠を発見した場合には、審査官は、第4条第2項の適用を認めないものとして取り扱うといった事項も記載しております。

併せて、この適用を認めずに審査官が拒絶理由を通知した後、出願人から意見書、上申書等により、第4条第2項の規定の適用は認められるべきであるとの主張がなされた場合は、審査官は「証明する書面」に記載された事項と併せて出願人の主張も考慮いたしまして、再び判断することといたしますといった事項も書き加えました。

【論点1】につきましては以上でございます。

【論点2】につきましては、出願する意匠と異なる意匠（類似する意匠及び創作容易性の基礎となる意匠を含む）を公開した場合等における適正な申請方法に関する取り扱いについて、現行の意匠審査便覧の記載内容を意匠審査基準に留意事項として明示いたしました。主な方向性と改訂点は以上でございます。

資料1の2ページ目になりますが、（1）から（8）の改訂を行いました。こちらは先ほど説明のものを簡略化したものでございますので割愛させていただいて、資料1の方向性を反映いたしました審査基準案を御覧いただきたいと思います。

資料2の1ページは、先ほどの改訂点以外に調整いたしましたところがございますが、1ページの下31.1に下線部がございます。新規性喪失の例外規定の申請をいただき、所定の要件を満たした場合、「新規性（意匠法第3条第1項）及び創作非容易性（意匠法第3条第2項）の要件の判断において、当該公開意匠を公知の意匠ではないとみなすものである」といった事項を加えておりますが、今まで第3条第1項については記載がございましたが、第3条第2項の創作非容易性については明記しておりませんでしたので、この点について追記した部分でございます。今回の改訂に合わせて追加をし、明確化させていただきました。

基準案の2ページの31.1.1は、主な改訂点の1つ目でございます。以前は第4条第2項の規定を適用するための要件が2つの項目に分かれておりましたので、これら要件を1つにまとめ、記載を簡潔にし、見やすくさせていただくという処理を行いました。というこ

とで内容に変わりはなく、明確化と見やすさを考慮しての変更でございます。

2つ目の改訂点といたしまして、「証明する書面」の書式例を新しく追加させていただきました。5ページの31.1.3の「証明する書面」に基づく意匠法第4条第2項の規定の適用についての判断手順に、「以下に示す書式に従って作成された「証明する書面」が提出されている場合」ということで、「「証明する書面」に適切な内容が記載されていれば、第4条第2項の規定の適用を認める」と明記した上で、書式例を記載しております。

こちらの記載は、特許の審査基準に明記しております証明書の書式と同じ項目でございます。ただ1点、異なる点でお気をつけいただきたいのが、1.の④「公開意匠の内容（意匠の写真等を添付する）」という例示です。この記載は新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする対象の意匠をここに表していただきたいということからであり、その代表例として、「意匠の写真を添付してください」といったことを記載しております。

その次、3つ目の改訂点といたしまして、「『証明する書面』が、第三者の証明によらなくてもよい。自己証明によるものも容認する。」という運用の変更でございます。この改訂点の基準上の記載でございますが、書式の中の一番下を御覧いただくと、「上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。平成〇年〇月〇日」の下に、「出願人〇〇〇〇」と記載がございます。この記載により「第三者によらない、出願人自身の作成による「証明する書面」が容認されている」といったことにしております。

次の改訂点は6ページの31.3.2ですが、まず原則論として、「証明する書面」に、先ほどの書式と同程度の内容が記載されていれば、審査官は要件を満たすという判断をし、意匠法第4条第2項の規定の適用を認めるといった内容を記載しました。その上で、「ただし」でございますが、こちらの書式と同程度の内容が記載された「証明する書面」が提出されていまして、審査官が審査の際に、第4条第2項の規定を受けられる意匠であることに疑義を抱かせる証拠を発見した場合は、審査官は適用を認めないと記載しております。

次に、31.1.3.3に、この規定の適用を認めずに審査官が拒絶理由を通知した場合でございますが、拒絶理由を通知した後、出願人のほうから意見書、上申書等によって、こちらの適用を認められるべきであるとの主張がなされる場合がございます。こういった場合は、審査官は「証明する書面」に記載された事項と併せて出願人の主張も考慮して、要件を満たすことについて証明されているか否かを再び判断するという取り扱いを明記しております。こちらが改訂点の4番目と5番目になります。

次の6番目の改訂点でございますが、31.1.4に判断に係る留意事項を記載しております。

31.1.4.1に、同一の意匠が複数回公開された場合における先の意匠法第4条第2項の「該当するに至った日」と意匠登録出願の間になされた公開行為についての取り扱いについて記載しております。

まず、意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して、同一の意匠が複数回公開された場合は、原則としてそれぞれの公開の事実が「証明する書面」に記載されていなければなりません。

ただし、意匠登録を受ける権利を有する者が、意匠登録出願前に、公知の意匠となるに至った意匠を、先の公開に基づいて、複数回にわたって事後公開した場合には、その先に公開された意匠について、第4条第2項の規定の適用を受けるものであれば、その先の公開に基づく2回目以降の公開によっても、公知の意匠に該当するに至らなかったものとするという内容になっております。

次の7ページは、どういったケースが該当するのかということで事例を幾つか挙げております。(1)は意匠登録を受ける権利を有する者が、複数回同一意匠を公開した場合でございます。

(2)は、「該当するに至った日」と意匠登録出願の間に第三者が「該当するに至った意匠」と同一の意匠を公開した場合についてであり、原則として、その意匠は第三者の公開によって公知となったものと扱います。

ただし、第三者の公開が「該当するに至った意匠」の公開に基づくことが明らかなときは、その公開によっても、その意匠は意匠法第3条第1項第1号又は第2号に該当するに至らなかったものとします。

次に、「第三者の行為が『該当するに至った意匠』の公開に基づくことが明らかなときは、例えばこういうものを言います」ということで事例を2つほど挙げて、わかりやすいようにしております。

ということで、同一の意匠が複数回公開された場合を、意匠登録を受ける権利を有する者の公開によるものと、第三者の公開によるものの2つに分けて、こちらに取り扱いを明記しております。

次に、第7番目の改訂点でございますが、7ページの一番下の31.1.4.2でございます。出願された意匠と異なる意匠が公開された場合等における意匠法第4条第2項の規定の適用についての取り扱いということで、「出願された意匠と異なる意匠」と書いております

が、そもそも第4条第2項といたすのは、意匠登録出願前の公開意匠と当該登録出願の意匠とが同一、類似又は非類似であるか否かを問わず、「証明する書面」に記載された公開意匠が所定の要件を満たしたときに、当該公開意匠に限って、新規性及び創作非容易性の登録要件の判断において、公知の意匠に該当するに至らなかったものとみなす規定でございます。

したがって、「証明する書面」に記載されない公開意匠については、意匠法第4条第2項の規定の適用を認めず、公知の意匠と取り扱うということで、以降にございますが、同一のものについては第4条第2項の適用を受けることができる場合もございますが、それ以外の申請がない場合は公知の意匠として取り扱ってまいりますので、一番そのケースの多い、類似する複数の意匠が公開された場合の取り扱いについて、以下3つ代表例を挙げております。

8ページの31.1.4.2.1は、まず絵を御覧になっていただければわかりやすいと思いますが、出願意匠Aの出願前に公開された意匠Aと、それに類似する公開意匠A'があるケースでございます。通常ですと公開意匠Aは、出願意匠Aに対して第4条第2項の規定の適用を受けようとする申請をしていただけると思いますが、類似する公開意匠A'についての申請がなければ、公開意匠A'をもって出願意匠Aが拒絶されてしまうこととなりますので、こういった場合は出願意匠Aについては、公開意匠A、A'についての申請漏れがないようにしていただきたいということで、取り扱いを明記しております。

次のケースは、絵が9ページになります。この場合の公開意匠はA1つでございますが、その後複数の出願がございまして、その出願がA、A'というふうに、お互いに類似するような意匠を出願した場合のケースでございます。出願意匠Aについては公開意匠Aの申請をしていただけるものと思いますが、もう1件の出願意匠A'についても公開意匠Aについて申請をしていただかないと、公開意匠Aをもって関連意匠のA'が拒絶されてしまうこととなります。こういったケースの取り扱いについて記載しております。こちらの出願A、A'についても、公開意匠Aに基づく第4条第2項の規定の適用を受けようとする申請をしていただかなければならないこととなります。

最後に3つ目のケースとしまして、10ページの図になります。公開意匠がA、A'、その後の出願が類似するA、A'で、互いに類似する公開意匠と出願意匠があったケースでございます。こちらは出願意匠Aについて、公開意匠A'の申請漏れがございまして、A'をもって拒絶になってまいりますし、出願意匠A'について、公開意匠Aの申請をしてい

ただいていないと拒絶になってしまいますので、出願意匠Aについては公開意匠A、A'の申請を、出願意匠A'についても公開意匠A、A'の申請を、互いに漏れのないように申請していただきたいということで、こちらの取り扱いを記載しております。

留意事項についてはこの2つで、同一の複数回公開と、それ以外の同一ではない意匠の公開の取り扱いの留意事項は、以上の記載とさせていただきます。

最後でございますが、第4条第1項の規定を適用するための要件が10ページにございます。こちらにつきましては、従来はまず条文の順で第4条第1項の規定の要件を書いております。その次に第4条第2項という記載文にしておりましたが、使用頻度の高い第4条第2項を先に持ってきて、その後第4条第1項の位置を変えました。

加えて第4条第1項の規定の要件ですが、第4条第2項と同じく要件が2カ所に分かれておりましたので、こちらを一つにまとめまして、さらに記載を簡潔にしております。こちらはその修正を行っただけでございますので、内容的には変更はございません。

基準の具体的な改訂点については以上でございます。

○古城座長 ありがとうございます。

それではただいまいただきました説明について、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

上野委員、お願いします。

○上野委員 説明ありがとうございます。何点か知財協から質問が挙がってまして、まず、5ページの「証明する書面」の書式ですが、きょういろいろ挙げていただいたんですが、全て厳格に満たす必要があるのかという手続者の質問がありました。

続けて質問よろしいですか。

○古城座長 はい、お願いします。

○上野委員 6ページの31.1.4の留意事項のところですが、31.1.4.1の(1)で「同一の意匠が複数回公開された場合において、原則として「公開の事実」が「証明する書面」に記載されていなければならない」と書かれてございまして、その下にただし書きで、「先に公開された意匠について適用を受けるものであれば」と書いてあるんですが、この場合手続としては、先の公開に関して申請を出せば、その後のものは申請を出さずとも第4条第2項の規定の適用を受けるとみなされるのでしょうか。

あと1点、7ページの例1で、「意匠登録を受ける権利を有する者が同一の取引先へ同一の商品を複数回納品した場合における」と書かれてあるんですが、同一取引先になぜ限

定されているのかなというところがよくわかりませんでした。ちなみに、特許のQ&AのQ4-eだったと思うんですが、同一でないときは両方の手続が必要とされているんですが、意匠の場合はどうなのかを明確にさせていただきたいということがありました。

最後に、内容が変わっていないという御説明をいただいたのでちょっと確認ですが、11ページの31.1.5.1、公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者ということで、「公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者が創作者と相違する場合には、承継の事実が明示されるとともに証明される必要がある」と書かれているんですが、企業の場合、出願人と創作者は異なるんですが、これは必ず要るんでしょうか。Q&Aなどを見たんですが、特に意匠のほうはなかったのですが、特許のほうには書いてあるようでしたので、それに従えばいいんでしょうか。済みません、何項目も申し上げましたけれども4点か5点です。

○前畑意匠審査室長 では、御回答差し上げたいと思います。まず、5ページの書式でございしますが、こちらの項目を全て厳格に満たす必要があるのかという御質問でございします。次の6ページの31.1.3.2にございしますように、こちらは書式例でございしますので、書式と同程度の内容が記載されていれば要件を満たすため、適用を認めるとしておりますので、一番上の31.1.3.2は厳格に満たす必要といたしますか、内容が同程度に表されていれば十分ですという仕組みにしております。

○上野委員 同程度というのは、どれくらいというふうに。

○前畑意匠審査室長 内容的に同程度ということですので、全く厳格に項目どおりというわけではございません。

○上野委員 なるほど、わかりました。31.1.3.2を参照して、同程度にというところで。

○前畑意匠審査室長 はい、同程度という判断を審査官はさせていただきます。

○上野委員 はい、了解しました。

○前畑意匠審査室長 次に、6ページの留意事項の31.1.4.1について、「先に公開された意匠について意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるものであれば、その先の公開に基づく第2回以降の公開によっても」というところで、一番最初のを申請しておけば、その後はいいのかという御質問だったと理解しておりますが、その前段に「先の公開に基づいて複数回にわたって事後公開した場合には」と記載がございまして、最先のものだけ出せば、それ以降は何でもいいですよというわけではなくて、やはり先の公開に基づいているといった判断事項は入ります。

○上野委員 私の質問は、先の公開を出せば、後の同一の公開というのは、先の公開の手続をすれば足りるのかという質問だったんですが、足りないということですか。

○前畑意匠審査室長 足りないケースもあるということですよ。最先さえ出しておけば全てOKというわけではなくて、これが先の公開に基づいて事後公開したものであるかどうかという条件が入っております。こちらの特許と全く同じつくりでございますので、ここだけ意匠のほうで変える理由がございませんので。

○上野委員 基づいているか、基づいていないかというところで、先だけを出せばいいのか、後を出すかということですね。

○前畑意匠審査室長 後の場合によっては必要なケースが出てくるかという御判断があるかと思います。

○上野委員 わかりました。

○前畑意匠審査室長 それに絡んだお話で、7ページの事例ですね。「同一の取引先へ同一の商品を複数回納品、なぜこうしたのか」とおっしゃっていらっしゃいますが、事例として挙げますからには、確実に大丈夫な例、典型例を書かせていただいております。多分特許のQ&Aを御覧になっていただいて、その辺の取り扱いの特許と同じと考えてよろしいですかという御質問だったと思いますけれども、この点においても特許と異なる扱いをするという理由はございませんので、ほぼ同じような扱いになると思います。

○上野委員 一般的に同一の取引先へのみ公開するわけじゃなくて、複数取引先がある場合が普通だと思うんですが、それは引用が確実ではないということで例にはなっていない。

○前畑意匠審査室長 そうですね、はい、確実ではないケースもありますので事例にはしておりません。こういった点もわかりづらいと思いますので、できるだけ今までのいただいた御質問等を使いましてQ&A等で、この事例を少し豊富にできればと思っております。

それともう1点。

○上野委員 11ページ。

○前畑意匠審査室長 11ページですね。御質問の内容は、創作者と出願人が異なる場合というケースでございますか。

○上野委員 はい。

○前畑意匠審査室長 例えば出願人名が企業名で、創作者が個人名という場合でよろしいでしょうか。

○上野委員 そうです。

○前畑意匠審査室長 そういった場合は出願の書類から、まず願書面に、例えば創作者が記載され、出願人として企業名が書かれている場合は、そこから推測しますと、意匠登録を受ける権利が承継されていると判断できるという事になると思います。

○上野委員 それは明記は。

○前畑意匠審査室長 こちらは、Q&Aのほうにそういう記載をしていたと思います。

○上野委員 意匠のQ&Aですか。

○前畑意匠審査室長 はい、意匠の。

○上野委員 ちょっと見たところ見当たらなかった。

○前畑意匠審査室長 見当たらなかったですか、わかりました。そこにつきましては確認させていただきまして、もし、ないようでしたらQ&Aに明記したいと思います。

○上野委員 特許のほうはあったように記憶しています。

○前畑意匠審査室長 そうですか、済みません。そこも併せて確認させていただきます。

○上野委員 はい。

○古城座長 ほかにございませんでしょうか。

林委員。

○林委員 日本弁理士会の林です。今回は手続の緩和に向けた内容をわかりやすくまとめていただきましてありがとうございます。

今、「証明する書面」ですとか、Q&Aに記載されている内容について、上野委員からいろいろと御質問等がございましたが、弁理士会としてもちょっと気になるところといえますか、心配にしている点がございますので、お伝えしたいと思います。

まず、特許のQ&Aに書いてある内容のうち、意匠のほうの手続にも役に立つであろうQ&Aはぜひ、意匠のほうにも反映していただきたいと思います。

それから、今回は特許に沿って内容を修正されたりしていると思うのですが、特許と意匠とは権利の客体が違いますし、例えば「証明する書面」の④に「意匠の写真等を添付する」とございますが、ここもどんなものを出したらいいのかがわかりづらい可能性があるため詳しい説明をお願いします。

あとは、出願人みずからが署名又は押印した「証明する書面」がOKになったということですが、それは記載例中の「出願人〇〇〇®」で読み取れるということでした。この点緩和していただいたのは大歓迎ですが、客観性を担保するという観点から、本来であれば

第三者による証明があった方がいいという状況は変わらないかと思しますので、その辺もぜひQ&Aか何かで記載しておいていただければと思います。

以上です。

○前畑意匠審査室長 ありがとうございます。今、御要望がありました件については、まず特許のQ&Aで、意匠のQ&Aに使える部分については点検いたしまして、できるだけ反映したいと思います。

あとは書式でございますが、例えば（意匠の写真等を添付する）といったところでございますが、この事例につきましては今、御提案がございましたように意匠のQ&Aに、よりわかりやすい個別具体的な事例を載せたいと思っております。

先ほどの出願人は第三者の証明によらなくてもよいといったところについても、出願の段階ではこれでよしとしても、将来的に必要なってくるケースもあるということです。Q&Aやその他制度改正説明会においても、客観性を担保するために第三者の証明がとれるのであれば、用意しておいた方がいいといった周知もしたいと思っております。こういったところでもよろしゅうございましょうか。

○林委員 よろしくお願ひします。

○古城座長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

○前畑意匠審査室長 済みません、ちょっとだけよろしいですか。上野委員、先ほどの御質問、承継の事実についての証明ですが、やはり意匠のほうの第4条第2項のQ&Aにございまして、Q2の1.2にございます。内容的には「承継の技術についての証明は、願書に創作者及び出願人の名称を記載することを義務づけていることから、出願人は創作者からの意匠登録を受ける権利を承継した者と推定することが可能ですので、こちらについては求めておりません」といった記載がございしますので、後ほど御覧下さい。

○上野委員 わかりました。ありがとうございます。

○古城座長 それではいろいろ貴重な御意見もいただきました。きょうの議論を踏まえて、新規性喪失の例外規定の適用に係る運用の明確化に関しましては、一応、資料1及び資料2に整理した方向性に沿って、これからもう少し検討を進めていくことにしたいと思います。

それでは、次の議題に移りたいと思います。もし今までのところで、また途中で思いつかれたことがあったら、そのときにでも御発言いただくということにして、次の議題をお願いします。

#### 願書及び図面の記載要件並びに参考図の取扱い

○古城座長 次の議題は議事次第3、「願書及び図面の記載要件並びに参考図の取扱い」でございます。事務局から御説明をお願いいたします。

○前畑意匠審査室長 それでは資料3と資料4を用いて、「願書及び図面の記載要件並びに参考図の取扱い」について御説明いたします。

まず資料3でございますが、願書及び図面の記載要件について問題点となりましたところが、平成27年5月に我が国におきまして、ハーグ協定のジュネーブ改正協定が発効しました。、同協定に基づきまして我が国を指定国とする国際出願については、我が国と他国との願書及び図面等の記載要件の違いから生じる問題がございます。それは、国際意匠登録出願の願書及び図面の記載が現行の我が国意匠法施行規則の規定や、意匠審査基準には準拠していない表現形式である場合が多いといった事でございます。こういったケースについて、国際ルートの出願と国内ルートの出願に対する判断基準が引き続き異ならないように留意しつつ、ユーザーの図面作成の負担をできるだけ軽減できないかということについて、検討を行いたいと思っております。

また一方、平成10年の意匠法改正によりまして、さまざまな図面表現が認められまして、これらは既にユーザーの間に定着しております。この定着の状況や、コンピュータ・グラフィックスによる作図技術の発達などに照らしまして、現行の願書及び図面の記載要件について、国内出願、国際出願の別を問わず、出願意匠の開示の具体性を損なうことなく、要件の緩和が可能な事項がないか検討を行いたいということで、今回こちらの対応の方向性を出させていただきました。

まず1.1、運用見直しのための論点ということで、願書及び図面の記載要件につきまして、出願人様に少し負担になっているような点で、意匠審査基準の改訂のみで運用見直しが可能な事項として、以下の3つの論点について対応の方針を検討いたします。

【論点1】が形状を特定するための線、点等の説明の取り扱い。【論点2】と【論点3】がコンピュータ・グラフィックスによるものでございますが、【論点2】がコンピュータ・

グラフィックスにより作成された図における陰の説明の取り扱いで、【論点3】がコンピュータ・グラフィックスにより作成された図における背景の彩色についての説明の取り扱いについて検討を行いたいと思います。

次の2ページを御覧いただきたいと思いますが、まず形状を特定するための線、点等の説明の取り扱いということで、具体的にはどういったものかといいますが、次の3ページにございますが、こういった線図の中に陰を表すような細線が入っているケースがございます。こういった点は今まで願書に説明を記載していただいておりますが、こちらについて検討したいと思います。

まず(1)問題の所在としましては、我が国の現行意匠制度においては、立体表面の形状を特定するための「陰」を図形中に線、点等により表すことが認められております。このような「陰」を描いた場合は、その旨及び「陰」が線、点等のいずれであるかを「意匠の説明」の欄に記載しなければなりません。これは施行規則のほうにもその旨記載がございまして、[参考1]のとおりです。

しかしながら、現在一番大きな問題になっておりますのが、国際意匠登録出願におきまして、「意匠の説明」の欄の記載がないものが多々見受けられる点です。

こちらの論点に関しまして、冒頭説明いたしました「意匠制度の利便性向上に向けた運用の見直しに関する調査研究」の中間報告におけるユーザーニーズの結果ですが、席上配布参考資料のとおりでございますので御参照いただければと思います。

これらの状況を踏まえた上で、線図における形状を特定するための線、点等の説明の省略の可否について検討を行いたいと思います。

事務局として検討いたしまして、2ページの一番下の(2)対応方針でございますが、形状特定のための線、点等が(陰)であることが明らかであると判断される場合には、当該線、点等の説明の省略を認めることとしたいとします。意匠審査基準上に、形状特定のための線、点等であることが明らかと判断する際の基本的考え方及び具体的例示を記載させていただきます。

次の3ページに、説明の記載の省略が認められるものの例ということで、眼鏡の例と乗用自動車の例を書いております。いずれも物品の性質上、例えば眼鏡の場合はレンズ中央に線模様などを表すことは一般的ではないと判断されることから、細い線は立体の形状の特定のために記載されていることが明らかであるので、説明の省略を認めたいとしております。乗用自動車も同じでございます。

一方、説明の記載が必要なものの例とされているものに石けんの事例がございます。この石けんという物品の性格上、説明がなければ模様であるのか、立体表面の形状を表したものであるのかが不明でございまして、このような場合は説明を記載していただきたいとおきます。これら事例を基準に明記させていただきます。

基準のほうは後ほど御確認いただきますが、続きまして【論点2】CGにより作成された図における陰の説明の取り扱いです。(1)問題の所在といたしましては、意匠法施行規則様式第6備考7の規定に照らしまして、先ほどの2ページの参考の関連規定と同じでございまして、コンピュータ・グラフィックスで作成された図について、「陰」としての明度変化を表している図については、その明度変化が「陰」である旨を【意匠の説明】の欄に記載することとしております。

しかしながら、国際意匠登録出願のみならず、国内の出願におきましても、このような「意匠の説明」の欄の記載のない出願が多く見受けられます。

一方、平成10年の意匠法改正により導入されたコンピュータ・グラフィックスによる図面表現方法は、既にユーザーの間に十分定着しております。かつ、この間、コンピュータ・グラフィックスによる作図技術が発達いたしまして、写真と見まがう画質のものも多い状態でございます。

こちらに關しましてのユーザーニーズの調査結果は、先ほども冒頭申し上げました、席上配布の参考資料のとおりでございますので御参照ください。

これらの状況を踏まえた上で、コンピュータ・グラフィックスで作成された図における陰の説明の省略の可否について、検討を行いたいと思います。

(2)対応方針案でございますが、コンピュータ・グラフィックスによる作図技術が発達し、写真と同等、あるいはそれ以上に鮮明な意匠の開示が可能となっていることに照らし、明度変化を表したコンピュータ・グラフィックスにより作成された図については、その明度変化が「陰」であることが明らかな場合は、写真の扱いと同様に、当該説明の記載を不要といたします。また、意匠審査基準上に明度変化が「陰」であることが明らかであるか否かの判断についての基本的考え方及び具体的例示を記載いたします。

図で示しておりますが、説明がなくても明度変化が「陰」であることが明らかなものの例ということで、この2つの事例を示しております。

一方、どうしても説明がないと明度変化が「陰」であるか否か明らかでないものの例を、次の5ページに載せております。こちらは、意匠に係る物品が消しゴムでございます。物

品の性格上もございますが、面ごとに色が違っている場合は、消しゴムの面によって色が違うのか、積極的に異なる色彩を施しているのか、それともこれがコンピュータ・グラフィックスの表現上の陰であるのかというのがどちらかわかりませんので、こういった場合は現在と同様、説明を記載していただきまして、色を塗り分けているのか、それとも明度変化が陰であるのかどうかの説明をしていただきたいと思いますとしております。こういった事例も基準に載せたいと思います。

引き続きまして、【論点3】コンピュータ・グラフィックスにより作成された図における背景の彩色についての説明の取り扱いです。(1)問題の所在といたしましては、現在、CGで作成された形状線を表さない図の場合は、必要に応じて背景に彩色を施して、当該彩色が背景である旨を【意匠の説明】の欄に記載することを推奨しております。

それ以外には、国際意匠登録出願以外にも、国内の出願においても説明がない例が見受けられますということや、平成10年の改正により導入されたものですので、既にユーザーにも定着しておりますといった点は、先ほどの陰の説明のところと全く同じでございますので詳細は割愛させていただきます。

(2)対応方針といたしまして、こちらもコンピュータ・グラフィックスで作成された図における背景の彩色について、当該彩色が背景であることが明らかであると判断される場合は、説明の省略を認めることといたします。意匠審査基準上に説明がなければ、背景の彩色であるか否かが不明確であると判断されるものの例を記載いたします。

先ほど同様、こちらは①背景の彩色であることが明らかな例でございまして、その下が、②説明がなければ背景の彩色であるか否かが明らかでないものの例ということで、こちらは装飾用シールでございまして。この装飾用シールの場合は、シールという物品の性格上、ひまわりのような中心の絵の部分がございまして、その部分だけがシールであるのか、それとも周りの水色の部分も含めてこれがシールであるのかがわかりませんので、こういった場合は従来どおり説明をつけていただきたいと思いますということで、説明がなければ背景かどうか分からないものについて、基準に記載したいと思っております。

願書及び図面の記載についての検討は以上でございまして、引き続き、対応の方針につきまして、6ページの2. 参考図の取り扱いを説明させていただきたいと思っております。現在は、意匠登録出願手続における参考図は、出願の意匠の理解を助けるために必要な場合に記載すべきものでございまして、主な代表例といたしましては7ページの[参考2]でございまして、①使用状態を示す参考図や、②各部の機能、名称等を示す参考図。

もう一つは8ページになりますが、2) 必要図に記入できない説明のための線・図形・彩色等を表した、出願に係る意匠を特定するための参考図ということで、この部分が透明ですよといったことを明確にするための参考図については、こういった事例が参考図として推奨といたしますか、こういったときにお使いくださいとお勧めしているところでございます。

しかしながら、施行規則ではこういった[参考2]にありますようなものを参考図として御利用くださいとしている状況ではございますが、必要図を線図で表している場合に、その実施物の多数のバリエーションを写真などで追加的に表したものなど、形態を改変した意匠を表したものなどが、出願の意匠と別個の意匠と認められるような意匠についても、昨今は参考図の位置づけで、一の意匠登録出願中に複数記載する事例が多くなってきている状況でございます。

しかし参考図の取り扱いにつきましては現在、意匠審査基準上、明確な規定が一切ございません。先ほどのような、必要図と異なる形態としたものについて、多数のバリエーションなどを展開した場合は、それが公報に載った際に権利範囲に及ぶと誤解を呼ぶのではないかということで審査官が心配になり、出願人の方にお電話を差し上げて参考図の趣旨をお話した上で、同意いただけるのであれば、削除していただけませんかというお願いなどをすることもございます。

そういったところで審査上の取り扱いが、ユーザーの方々からは「基準にも何も書いていないのに、審査官からこういうふうなお電話をもらいました」とか、「通知をもらいました。取り扱いが不明確です」といった声が寄せられております。

審査官のほうも、出願人の方々が提出する参考図が種々広範なものに及ぶことから、審査におきましても、その取り扱いを個別案件ごとに検討しなければならない状況となっております。こういった状況から、審査基準上に何らかの審査上の取り扱いを明記した方がよろしいのではないかといった問題提起でございます。

また、本項目に係りますユーザーニーズの調査結果は、冒頭申し上げました、席上配布参考資料のとおりでございます。

こういった状況に照らしまして、意匠審査における参考図の取り扱いについて検討したいと思っております。最後の8ページの(2)対応方針案といたしましては、意匠審査基準上に、一組の図面及びその他必要な図に表されたものと異なる形状、模様又は色彩が

表されている参考図の取り扱いについて、基準上に明記するという方向でいきたいと思っております。

これら方針に基づきまして、資料4の意匠審査基準案のような改訂をしたいと思えます。まず、図面上に記載された線、点などの意匠の立体形状の表面の形状を表すことに用いられております細線の取扱いは5ページでございます。この項目はどういった内容が記載されているかといいますと、「意匠が具体的なものであること」という章の中で、これらは意匠が具体的なものと認められないものになりますといった例をずっと挙げている中で、5ページの一番下の⑨でございますが、そもそも認められない例としては、「図形の中に、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字を表した場合」について、これは具体的なものとして扱いませんとしております。

(i) ただし、下記の場合は除くということで、従来、「願書の「意匠の説明」の欄に、いずれの記載によりその形状が特定されているのかを記載した場合は具体的な扱いとします」と載せております。

並びに、今回新しくなりましたのが、意匠に係る物品の性質や各部の用途及び機能に照らしまして、当該説明の記載がなくても形状を特定するための線、点等であることが明らかかな場合は除きますとした上で、次の6ページでございますが先ほどと同じ事例で、省略が認められるものの例と考え方を載せております。

引き続きまして、コンピュータ・グラフィックスにより作成した図において、「陰」としての説明がなくてもよいという事例でございます。前段は6ページにそのまま「口」として記載がございますが、まず説明の欄に「陰」である説明が載っている場合は具体的なものとして認めますということで、その後の「及び」以下が今回記入した件でございます。当該説明の記載がなくても「陰」であることが明らかかな場合は、説明がなくても十分でございますといった記載にしております。

ただし、先ほどの7ページのように、説明の記載がなければ明度変化が「陰」であるか否か分からないもの場合は、今までどおり説明を書いてくださいといった記載を挟み込んでおります。

続きましてCGでございますが、戻っていただきまして4ページで、(i) 図面、写真などが不鮮明な場合というところに、背景については書き起こしております。

ただし以下の下線部でございますが、コンピュータ・グラフィックスにより作成した図

において、背景に単一色による彩色を施した場合であって、願書の「意匠の説明」の欄に、その色彩が背景であるということを記載した場合は具体的なものとして扱いますということと、「及び」以下が今回新しく入れたものですが、当該説明の記載がなくても背景の彩色であることが明らかな場合を除くとしております。

ただし、背景については省略が認められる場合は書くまでもございませんので、背景の説明が必要なものの例としまして、先ほどのシールの事例を載せております。

シェーディングとCGの基準の改訂は以上でございます。

引き続き参考図でございますが、参考図は基準案の一番冒頭の1ページでございます。意匠登録出願に係る意匠の認定がございますが、こういったものを意匠の認定の際に除外するかということで書き起こしてございます。

下線部でございますが、「また、願書に添付した図面等に参考図として表された図については、一組の図面及びその他必要な図に表されたものと異なる形状、模様又は色彩が表されている場合には、出願の意匠の形態に係る認定において、それら異なる要素そのものは考慮しない」とあります。これについて審査官がどういう取り扱いをするかということ、一組の図面以外に記載されているもの以外の要素が入っている場合は、本願意匠の認定には用いませんとといった記載にしております。

基準案についても以上でございます。説明は以上とさせていただきます。

○古城座長 詳しい説明ありがとうございました。これにつきまして御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

上野委員、お願いします。

○上野委員 知的財産協会ですが、委員のほうから質問があったんですが、陰影と明らかに認められるか否かの基準ですが、特にCGの場合、着色なのかそうじゃないのかが曖昧になる場合がよくあると。例えばランプ類だと透明なものなんですけれども、それがカラーなのか、陰なのかよく分からない場合があるので、もう少し例示数をふやしていただきたいという要望がありました。それが一つ。

それから審査基準案に、「明らかな場合は説明を不要とする」とあるんですが、出願人が意匠図面を出して、それで説明がなかったと。審査官が「これは明らかだから説明なしで陰だろう」ということで、そのままいっちゃった場合、それは陰じゃなくて、出願人はデザインだったという、出願人と審査官の認識が同一にならない場合は何かするんですか

ね。「いや、それは陰と認めました」というような審査官のステータスを表すのか、どう  
いう判断をしたのかというのは何か残るのでしょうか。

○前畑意匠審査室長 もし、それが意匠を特定するために、例えば陰か、それとも模様な  
のか分からないような、どうしても意匠の特定ができないような場合については、今まで  
もそういったケースはあったと思いますが、意匠が具体的ではございませんといった内容  
の拒絶理由通知をお送りすることになると思います。それ以外に、どう認めましたという  
ような提示はなかなかできませんので。

○上野委員 意匠が特定しないと審査官が思った場合にそれが出るんですが、審査官の方  
が「うん、そうだね」と思った場合。

○前畑意匠審査室長 陰の説明がないために、審査官がそのまま陰だと思った場合ですか。

○上野委員 説明がなく陰だと思って出してしまう。でも、出願人のほうは別に陰じゃな  
くてデザインだったとなった場合。

○前畑意匠審査室長 そもそも施行規則は変えておりませんので、基準改訂後も説明を記  
載することはできるような状況にしております。したがって必要に応じて、そこは説明を  
つけていただくということになります。

○上野委員 あまりないケースなのかもしれないんですが、眼鏡の例があって、ここに線  
が入っていたら、これは明らかに陰だと思えるので、特にその説明はなくていいですよ  
という話ですよ。そのまま通っちゃおう。でも出願人のほうは、これがそういうデザ  
インだといった場合……。

○前畑意匠審査室長 そこがデザインだという場合はそもそも説明を書いて、模様であれ  
ば模様であると記載していただくのではないですか。

○上野委員 模様であると書かないといけないんですか。

○前畑意匠審査室長 そうですね。今までの運用ですと、ご質問のケースは、模様である  
から何も説明をつけていないので、どうすればいいのかということですよ。

○上野委員 そうです、そうです。

○前畑意匠審査室長 出願人は、従来の運用どおり模様なので説明をつけていないが、審  
査官に明らかな陰を表しているので説明の記載がないと判断され、拒絶理由も通知されな  
ければ、何もアクションのしようがないというようなことをおっしゃっているのです。

○澤井審査第一部長 誤解が生じかねないような場合には、出願人の方に、あらかじめ模  
様だと書いてもらえばよいのではないのでしょうか。

常識的に陰と見えてしまうものは、審査官はそのように判断するのではないのでしょうか。

○木本意匠課長 今までの運用と変わりなく、形状を特定するための線であると書いていただければ十分だと思います。

○上野委員 これはハーグの外国からこっちに入ってくるものが多いので、言うなれば我々の問題というよりも、外国の出願人の話かと思うんですけども、そういう説明を忘れられて、デザインとして入ってくるかなというので。要は、クリアランス的な観点からちょっと気になったので質問させていただきました。

○木本意匠課長 ハーグルートの出願に関しましても、十分に記載されているかどうか、意匠が具体的かどうかについては現行も判断をしておりますので、特に問題はないと考えております。

○前畑意匠審査室長 上野委員がおっしゃっていることは、出願人御本人が模様だと思って、図形に細線を描いていました。模様についてはそもそも説明を不要としておりますので、今までどおり説明は書かないということになっています。でも、審査官は説明に何も書いていないのでシェーディングだと思ってしまう場合がある、陰線だと思ってしまう場合はどうしたらいいんですかというお話ですが、基本的に審査官としての判断で紛らわしい場合、例えば模様ですといろいろな方向、各面から見て全部一致すると思うんですよ。そのときに、もし紛らわしいと思った場合は拒絶理由を発することになります。

それ以外に御不安な場合がございましたら、このケース、やはり説明に模様なら模様と書いていただいた方がよろしいと思いますので、出願人向けに図面の手引というものがございまして、そこの事例で説明の省略ができるものの例以外にも、こういったケースはこのような説明をつけた方がいいですよといった事例を追加させていただくということでもよろしいでしょうか。

○上野委員 はい。

○前畑意匠審査室長 そういうことで対応させていただきたいと思います。

○上野委員 よろしく申し上げます。

○前畑意匠審査室長 最初の冒頭のコンピュータ・グラフィックスについても、カラーなのか、陰なのかわかりづらい場合があるといったケースも踏まえまして、できれば図面を豊富に、考えられる範囲でつけられればと思っております。これは出願人様向けの手引でございまして、そちらに事例を加えたいと思います。

したがって、基準にはこのような典型例を載せさせていただいて、今いろいろ御指摘い

いただいたような、特殊な例についても類型化して、図面の手引のほうに事例に載せさせていただくという対処をさせていただきたいと思います。

○上野委員 はい、よろしくお願いします。

○古城座長 金子委員、お願いします。

○金子委員 自動車工業会の金子です。今の話の続きなんですけれども、先ほどひまわりの例があって、これは背景かどうか分からないから書いてもらおうと。書かなかったら、もうこれは背景なんだなど。書いてあったら、それは背景なのかどうなのかというふうにして、そのまま流していくのと同じことなんですかね。説明がなければ、今度は背景は省略していいということになるんだから、そのまま背景として扱ってもらってなのか。それとも書いていないと、こういうものは必ず拒絶理由が来るものなんですか。

○前畑意匠審査室長 いえ、そういうわけではございません。ただし、先ほども申し上げましたが、例えばシールという物品の性格上、これは背景かどうか紛らわしいということになりますので、そういったケースは拒絶理由通知をお送りするということです。

○金子委員 ですから、シールの場合で書いていなかったら、「書いてないなら背景ではないんだな」と酌み取って、そのまま流れるということはないですか。

○前畑意匠審査室長 ないですね。物品に応じてそこは判断いたしますので、説明が書いてなくても背景であるかどうか紛らわしい場合は、拒絶理由通知をかせさせていただきます。

○金子委員 じゃあ、物品によって今回のやつに適用されるか、されないかが決まっちゃうみたいな感じですよ。

○前畑意匠審査室長 そういったケースはございます。

○金子委員 はい、わかりました。

○古城座長 いろいろ御意見がございましたが、ほかに何か。

堀越委員。

○堀越委員 堀越です。

今、透明部分の斜線が問題になっていますけれども、図面を描く身というか、図面を描く訓練を受けてきた人間としては、かなりこれは異質な描き方なんです。いわゆる漫画のテクニックみたいなもので、透明なところにササッと線を引く。揺れているものを二重に描くとかね、そういうのに近い表現なので。資料3、8ページの参考図はテレビ台でし

ようか、透明部分を斜線で表していますよね。ガラスの部分を斜線で表していますが、何かそういう方法に統一できないかなという気はします。

資料3、3ページ、メガネと自動車の透明部分を示す参考図が出てくるんですが、透明部分を表す方法を明確にしないと今後、こういうガラスや自動車に附属物がいっぱい付いたものがこれから出てくるんじゃないかなという気がしていて、それは表現の方法としてはちょっと気になると思います。

実はあと2つありまして、1つはCGが表現としてありだということですが、例示されているものが色のついていないものと、色のついているものとあるんですが、これはCGを作図して出力するときに材質の指定でいろいろできるわけですが、色をつけないというのを原則にするわけにはいかないですかね。

それから反射がありますと、どうしても周りのものが映り込んでくるようなCGになる。ですからCG制作時の材質指定を、反射のない素材、例えばマットのモールドとかプラスチックとすれば、反射はほぼなくなって形状が特定しやすくなります。ところがグロス、光沢のある素材というCGをつくりますと、どうしても脇の部品などが映り込んでくるわけですね。その辺の作図の基準とでもいうようなものを示されるお考えはないかどうか。CG画像の出力の仕方ですね。その方が僕は、形状が特定しやすいかと思うわけです。

それともう1点は、デザイナーはほぼ使えると思うんですが、CGを使えない中小企業事業者がまだいますので、この例示がいっぱい出るというのはちょっと心配になるということはあるですね。

それから一番問題は参考図でして、デザイナーや中小企業事業者の中には、自身で申請するという方がいます。年に1回とか、2年に1回の頻度ということですが、参考図として書いてあると、これはもうだめなんだと思ってしまうケースが出てくる。そういうことで、先ほどは参考図については審査官のスタンスを書き込むというお話がありましたけれども、公報にも入れないというルールをつくっていただきたいと思うんですね。明らかに別意匠だと。それから、明らかにバリエーションだろうというものについては、公報には載せないといった方向を出していただきたいと思います。

○前畑意匠審査室長 今、いろいろ御指摘いただきましたが、コンピュータ・グラフィックスで色をつけないようにされたらいかがかというお話がありましたが、意匠のほうは色彩もやはり要素の中に入れてございますので、そこで色彩も一緒に請求されたいといった方もいらっしゃいますので。

○堀越委員 その場合はしようがないと思います。

○前畑意匠審査室長 そういった方が色をつけて出されるということがほとんどでございます。色彩にとらわれたくない、特に特定をしたくないという方が色を彩色しないで、白黒トーンで出されておりますので、一応そこは皆さんわかった上で御利用いただいていると思われま。

○堀越委員 そうしたらこのマウスは、この色も意匠だということですね。

○前畑意匠審査室長 そうですね。この場合は色も含めて意匠ですという請求をされている事例として、1つ載せております。

○堀越委員 はい、了解しました。

○前畑意匠審査室長 よろしいでしょうか。

反射のあるもの、ないもの、光沢のあるものというお話もございましたが、それも光沢のあるものとして御出願されたい方が、そのような表現をさせていただいているということでございますので、そこでこういったやり方をしてくださいという限定は、特に特許庁のほうではせずに、出願人様が御出願したいように、その方の創作しているポイントが表れるような形で出願していただいているところでございますので、そういったところにこちらから指示をしなくても、混乱はないものかなと受け取っております。

○堀越委員 なるほど。ということは、このマウスの場合、手でつかむ部分の艶が消えていて、そのほかの部分に光沢で映り込んでいたという場合は、光沢でない意匠については、線図では一切出てこないことなんですが、光沢がないものについては権利範囲じゃないということになりますか。

○前畑意匠審査室長 意匠は類似の範囲までおさえることができますので、光沢のある、なしで即座に類似の範囲を出るとか、出ないということは断言できません。大抵ですと光沢があってもなくても、類似の範囲に入るとは思いますけれども。要するに、出願人様がどういった観点で創作されて、どこをポイントとされているかに応じて図面表現していただいているところでございます。

それから参考図でございますが、多分、堀越先生は中小の方ですといろいろなバリエーションのものが入っていると、例えば御自分でも勘違いされてしまう、これが権利範囲だと勘違いしてしまうといった誤解や、他社から、例えば係争のときになって公報を突きつけられて、公報の中に本願意匠と関係のないバリエーションのものが入っていて、裁判にでもなれば判断していただけるのでまだいいのですが、単に警告などを受けた場合に、そ

れをのんでしまうケースがあるので、どうにかならないでしょうかという御提案だと思っ  
たんです。公報に掲載される参考図とは、先ほどから申し上げておりますように、今のとこ  
ろ本願意匠の理解を助けるための図という本来のスタンスでございますし、出願人の方に  
お金をかけて御提出いただいたものですので、特許庁のほうでそこを判断して切るという  
ところがなかなかできない状態でございます。

ですので、大変申しわけないのですがこちらのものにつきましては、こういった基準の  
改訂をお認めいただけることになりましたら、我々、全国で改正説明会を行いますので、  
その場で中小企業様、それから個人様にも誤解のないように「これは、権利範囲には入ら  
ないものです」といった御説明を差し上げるということで、今回対処させていただきたい  
と思っておりますが、こういったことでよろしいでしょうか。

○堀越委員 どの辺までのものが参考図として普通に、出ているのかというのもあるんで  
すが、バリエーションが本来関連で出すべきものを参考で出しているというのは、やはり  
ルール違反かなという気がします。

○前畑意匠審査室長 そうですね、一般的にはそういう感じがございますね。特許庁とい  
たしましては誤解のないように、出願人御自身もこれが権利範囲だと思わないようにとい  
うことと、例えば係争の場において他社から警告などを受けたときに、それは権利範囲に  
入っているものではないということではできるだけわかるように、周知に努めることにより  
対処させていただきたいと思っております。どうもありがとうございます。

○堀越委員 はい、承知しました。

○古城座長 ほかに何かございませんでしょうか。

青木先生、お願いします。

○青木委員 もう既に大分、他の委員の先生方から御指摘があったので重複してもあれな  
んですが2点ほど。1点目は単に意見ということですが、今回緩和された部分も結構ある。  
例えば、先ほどの出願人自身の証明書でもいいとか、あるいは今回明らかな場合はとい  
うことがあったと思うんですが、やはり読んで、即全部わかってできるという方がそんなに  
いらっしゃるとは限らないので、説明や手引等で例を指摘されるのがよろしいのかなとい  
うのが1点。

2点目は、先ほどの参考図の御指摘にも絡むところですが、お話ですと、基本的に参考  
図として出たものは考慮に入れない可能性はあるが落とさないというか、削除をしたりは  
しないというお話だったと思うんですが、その手前の御説明の段階ではお電話をされて、

落してもらおうような運用をされていたということもあったので、今度からはそういうのはあまりしないで、そのまま全部通して公報に載せるという話になるということですかね。

これは多分、調査の結果ということなんでしょうけれども、無関係な参考図に係る公報掲載意匠によって、後願を新規性欠如に追い込むことについては、両論ありそうでした、なかなか難しいところだとは思いますが、ひとまず公報には載ってくる、公知意匠として使われる可能性は出てくるということですかね。

○前畑意匠審査室長 今回の御質問ですが、審査官としては落とすことはせず、そのまま公報に掲載させていただくことになると思います。

それから冒頭の事例で、ここに載っているものだけでは判断しがたい部分が多いと思います。ほかの委員の方からも御指摘ございましたので、事例を手引等でできるだけそろえて提示したいと思っております。

○青木委員 ありがとうございます。

○古城座長 全般を含めてで結構ですが、何かほかに御意見ございませんでしょうか。

黒田委員。

○黒田委員 何度も済みません、参考図について伺いたいと思うんですが、必要図と参考図の異なり方が、実際のものがないのでよく分からないんですけれども、これが特許庁から注意喚起の説明をたくさん受けて、すぐわかるようなものであればいいんですが、出願人にも協業他社にもわかりにくくて、ただ特許庁だけが「あっ、これは違うから考慮しない」と考える場合も出てくるんじゃないかなと思います。そういう場合に審査過程の資料か何かで、ここの図とここの図は考慮しなかったという記録を残すというのはできないんでしょうか。今まではお電話で、そこの図を削除していただいていたわけなので、その手間が省ける分、何かそういう手はずがもしとれるのであれば、そうしていただけると多分警告を受けたほうも、「考慮しないと書いてあるじゃないか」と言いやすいんじゃないかなと思いました。可能かどうかよく分からないんですが。

○前畑意匠審査室長 申しわけございません、現在の公報等に掲載するシステムの、その図ごとによる指定が対応できない状態でございます。実は、その参考図の中でも5条の公序良俗とか、他人の業務と混同するような記載については、公報不掲載という処置をとっていただくといったような最低限の処置は行えるようになっております。ただ、それ以外のバリエーションのものなどはそのまま出てしまうことになるのですが、経過時点ですべてという判断をしたということをお示しするすべが現在ございません。

○黒田委員 包袋を取り寄せたときに初めてわかるようなものでもいいと思うんですが、公報でなくても。

○前畑意匠審査室長 そうですね、包袋の中に残すということですか。

○黒田委員 そうです、はい。

○木本意匠課長 今回は改訂意匠審査基準（案）の1ページの下線部にありますように、「また、願書に添付した図面等に参考図として表された図については」という一文を入れておくことで、意匠の認定に使ったか否かを担保しようという案になっております。したがって、この一文が新たに入ったということが、今回の改訂で非常に大きい役割を果たすのではないかと考えております。

○黒田委員 ただ、今までは公報に載らなかったものが、これからはガンガン載ってくるわけですね。これからは考慮に使われなかった参考図がどんどん載ってくるようになっていくと思うんですけども、その場合の何か処置をとっておいた方がいいんじゃないかなと思った次第です。

○前畑意匠審査室長 ただし、先ほど申し上げましたが、お電話差し上げて掲載しないよというものが、そんなに多いケースではない状態でもあります。ですので、多分それで出願人の方々も、特に問題なしという御意見があったと思われまので、そこまで大きな話ではないものと当方でも認識しております。先ほども課長から話ございましたが、今回の記載を入れることによって、司法で判断される際も、一応、審査官は認定の基礎とはしていないということで御判断、参照していただけるのかなと思っております。

○黒田委員 この「異なる」というのは結構わかりやすんですか。必要図と参考図が異なるというのは、誰が見てもわかるんですか。

○木本意匠課長 意匠が十分に特定できない場合には、先ほどの説明にもありましたが、実体判断として拒絶理由を送ることになると思います。

○黒田委員 わかりました。

○古城座長 ありがとうございます。いろいろな御意見が出ました。それでは、「願書及び図面の記載要件並びに参考図の取扱い」に関しましては、今いただいた御意見としてさまざまな、こういうことをしたいという御回答もありましたので、基本的には資料3と資料4において、整理した方向性に沿って検討を進めていただくことにしたいと思います。

一応、きょうの審議事項はここでおしまいですかね。

## 今後の予定

○古城座長 今後の予定についてお伺いしたいんですが、説明をお願いします。

○前畑意匠審査室長 それでは、今後の予定について御説明させていただきます。今回御審議いただきました意匠審査基準改訂の方向性を踏まえた改訂意匠審査基準（案）につきましては、今いろいろ御意見もいただきましたが、準備が整い次第、今月中旬までにはパブリックコメントに付させていただきます予定でございます。このパブリックコメントにおいて提出された御意見に照らしまして、さらに本ワーキンググループにおいてさらなる検討が必要な場合が生じましたら、後日、次回ワーキンググループの開催について、委員の皆様にご相談をさせていただきたいと存じます。

さらなる検討が必要か否かの御判断につきましては、座長に一任させていただければと存じますが、こういったことでよろしゅうございましょうか。

○古城座長 という問いかけでございましたが、いかがでしょうか、一任でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○古城座長 ありがとうございます。

それでは、今回のワーキンググループで意匠の利便性向上のための運用の見直しについて、方向性をまとめることができたと考えております。いろいろな御意見、御協力、どうもありがとうございました。

## 特許庁挨拶

○古城座長 それでは、澤井審査第一部長より御挨拶をお願いしたいと思います。

○澤井審査第一部長 どうもありがとうございます。審査第一部長の澤井でございます。座ったままで失礼いたします。

産構審知財分科会意匠制度小委員会第 10 回意匠審査基準ワーキンググループの閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては御多用の折にもかかわらず、昨年末の第 9 回会合に引き続き、本日、意匠制度の利便性向上のための運用改訂について御審議いただきまして、まこ

とにありがとうございます。意匠審査基準の改訂の方向性について、お取りまとめでいただきましたことに深く御礼申し上げます。

このたびはユーザーの皆様から特に御要望の多い、意匠の新規性喪失の例外規制の適用に係る手続の簡素化・明確化について御審議いただきました。加えて、グローバルな出願を行う上で障壁になりやすい願書及び図面の記載要件、さらには参考図のお取り扱いについても御審議いただきました。

新規性喪失の例外規定の適用申請を伴う意匠登録出願は、2015年の実績で年間約2000件、全出願の6.4%にも上ります。そのうち中小企業や個人の出願人による申請が約半数を占めております。かねてから、この申請手続の複雑さから手続の明確化、簡素化を望む声が多数寄せられていたところでございます。今般、意匠審査基準の改訂の方向性につきましておまとめいただき、ユーザーの皆様のこうした御要望にお応えすることができますことを大変うれしく思います。

とりわけ、特許と多くの点で整合がとれましたこと、ユーザーの皆様の混乱を避けるとともに、特許審査、意匠審査ともに所管する私の立場といたしましても、その思いはひとしおでございます。

また、願書及び図面の記載要件の見直しにつきましては、日ごろのユーザーの皆様からの御要望に加え、一昨年5月にハーグシステムに基づく審査を開始し、各国における要件の違いからさまざまな課題が生じてまいりました。こうした事情に照らしまして、意匠権の安定性を担保しつつ、過度な手続負担が生じていないかを点検し、早急に対応が可能な項目について、運用可能な方向性を御審議いただいた次第でございます。今回の意匠審査基準の改訂によって、国内外のユーザーの皆様の手続負担の解消に向けて、一歩前進ができましたことを感謝申し上げます。

言うまでもなく、デザインはイノベーションの創出や企業のブランド確立において、ますます重要性を増しております。デザインの創造保護活用のサイクルは滞りなく循環することによって、一層価値あるデザイン創造の原動力となります。今後もユーザーの皆様の手続に過度な負担が生じていないか、点検と見直しを予断なく行ってまいりたいと思います。委員の皆様におかれましては、こうした重要な課題について精力的に御審議いただきましたことに、改めまして御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

○古城座長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして第10回意匠審査基準ワーキンググループを閉会いたします。  
本日は長時間御審議いただきまして、またいろいろな御意見をいただきまして、まことに  
ありがとうございました。

閉 会